

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 1 7 日

全国グループホーム団体連合会 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

高齢者施設等における職員の確保について

新型コロナウイルスについては、かねてより必要な対応をお願いしているところですが、高齢者施設等における職員の応援確保について、厚生労働省では、別添のとおり「社会福祉施設等における職員の確保について」（令和2年2月17日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室他事務連絡）を都道府県等に発出させていただきました。

貴会におかれましては同内容について、貴会会員に確実に周知いただくとともに、都道府県等から貴会都道府県団体に、職員の不足する介護施設等に対し介護職員、看護職員等について応援派遣要請があった場合には、積極的にご対応いただきますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年2月17日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等における職員の確保について

新型コロナウイルスについては、かねてより必要な対応をお願いしているところですが、社会福祉施設等の入所者・利用者へのサービス提供を維持するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いいたします。

厚生労働省としても、全国団体に対して必要な協力要請を行ってまいります。